

応募要領

1. 公募件名

マイナンバーカード機能等のスマートフォンへの搭載に係るセキュリティ規定作成業務

2. 目的及び概要

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において、マイナンバーカードの機能（電子証明書）をスマートフォンに搭載することにより、カードをかざすことなくスマートフォンひとつで様々な手続が可能となり、利用者の利便性が大きく向上するとともに、公的個人認証サービスの利用・普及の促進にもつながるものとされた。

その上で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正され、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載が可能とされた。

デジタル庁では、「スマートフォン用公的個人認証機能管理システム」の構築を行ってきたところ、令和5年5月11日より、同システムの運用を開始し、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載サービスを提供している。

そして、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを実現するため、スマートフォンへの搭載を目指すとされた。この券面入力補助機能なども含めたマイナンバーカードの持つ他の機能をスマートフォンに搭載するために必要なシステムでもあり、各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムについて、デジタル庁が検討・開発するとともに、スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証における活用を前提に検討を進め、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の運用開始後、極力早期の実現を目指すとされた。

本業務は、各種資格者証の情報の格納を可能とする、汎用的なmdoc発行管理システムにおける、mdocファイルの認証局・発行局の証明書セキュリティポリシー（認証局が発行する証明書の種類、用途、申込手続など、証明書に関する事項を規定するドキュメント）及び運用規定をドキュメントとして策定する作業を行うものである。

3. 公募期間

令和6年3月8日から令和6年3月18日12時

4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

- ① 本業務で必要となる国際標準である ISO/IEC18013-5 及び 18013-7、ISO/IEC23220 シリーズに関する調査等の経験を有するなど、専門的な知見や調査能力を有するとともに、本業務を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有する者を要員として確保し、必要な体制を構築することができること。
- ② 国際的な電子商取引認証局監査プログラムである「Web Trust」監査を行うことができる事業者であり、かつ同監査に関する深い知見や業務実績を有すること。
- ③ ISO/IEC18013-5 の実装例である米国、豪州等でのモバイル運転免許証の認証局の CP/CPS 等を調査できる海外ネットワークの連携可能な組織を有すること。

7. 仕様内容

別添仕様書のとおり。

8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（別記）
- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) 提案書
様式は、任意とする。以下の要素を含めること。
 - ① 本実証の実施
本作業内容を確実に実施するとともに実施スケジュールを遵守できることの説明を含むこと。
 - ② 本実証の実施体制
応募条件及び仕様書に定める必要な体制を構築できることの説明を含むこと。
 - ③ 「6. 応募条件」を満たすことへの説明
必要に応じて、下記(5)の補足説明等を記載すること。
- (5) 「6. 応募条件」を満たすことを証明する書類等
- (6) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年3月18日（月）12時必着

(2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム（担当：原田）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20 階

電話：070-7416-9924（代表）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

(3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁 国民向けサービスグループ マイナンバーカード担当（担当：小野寺優志）

電話：03-4477-6775（代表）

E-mail：mynumber_smartphone@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、プロポーザル型企画競争へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年3月25日（月）までに、提案者に対して、担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。